

第19回成田市農業委員会総会議事録

令和7年1月15日

成田市農業委員会

1. 開催日時 令和7年1月15日(水)
午後1時30分から午後2時58分

2. 開催場所 成田市役所 議会棟 3階 全員協議会室

3. 定数及び現員 定数19名 現員19名

4. 出席委員 18名

議長	諏訪 恵 昨		
1番	木村 知子	11番	矢崎 光二
2番	大竹 卓	12番	萩原 孝次
3番	宮城 敏彦	13番	小川 美智子
4番	田中 敏雄	15番	宇井 甲司郎
5番	浅井 弘一	16番	泉水 厚子
6番	京相 稔	17番	藤崎 明
8番	渡邊 義行	18番	坂田 一郎
9番	諏訪 和恵	19番	湯浅 恵介
10番	森川 光江		

5. 欠席委員 7番 加藤 茂

6. 議事日程等

第1 議事録署名人の選出

第2 会議書記の任命

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 令和6年度第12次農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画案(令和7年1月)について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 農地等の現況に関する照会について

7. 出席した農業委員会事務局職員

事務局長	井上裕二
主幹兼農地係長	酒井宏幸
振興係長	鎌形清人
主査	青柳紀生
副主査	渡邊里美

8. 傍聴人

なし

○議長（諏訪会長） 本日、加藤委員は欠席でございますので、出席委員は、18名です。

それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から、第19回成田市農業委員会総会を開会し、直ちに会議に入ります。

○議長 議案の審議に先立ちまして、12月総会以降の農業委員会業務につきましては、お手元に配布しました「諸般の報告」のとおりでございます。ご了承願います。

次に、議事録署名人の選出でございますが、慣例により、議長において、
2番 大竹卓委員、3番 宮城敏彦委員 の両名を指名いたします。また、書記に
鎌形 振興係長 を任命します。

○議長 それでは、本日提案されます議案及び報告につきましては、
議案第1号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 令和6年度第12次農用地利用集積計画の決定について
議案第5号 農用地利用集積等促進計画案（令和7年1月）について

報告第1号 専決処分について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第3号 農地等の現況に関する照会について
以上、議案5件、報告3件でございます。

○議長 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可処分の取消願について、
を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

（井上事務局長の挙手あり）

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集3ページをお開き願います。

「議案第1号、農地法第3条の規定による許可処分の取消願について」でございます。

①贈与でございます。

1番、伊能にお住まいの譲受人が、大室にお住まいの譲渡人が所有する、奈土の田12筆、合計5,780㎡を贈与により取得したいという申請があり、昨年11月11日開催の第17回総会においてご審議をいただき、許可した案件でございますが、この度、双方が贈与契約の意思を撤回したことにより、許可処分の取消願が提出され

たものでございます。

以上で「議案第1号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願について」の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 次に、本案について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 去る1月9日、午後1時から、市役所6階、中会議室におきまして、第3小委員会を開催いたしました。

農業委員6名、農地利用最適化推進委員3名、合計9名の出席により、新規就農に係る面接の他、本総会に提案される各議案につきまして、事前審査を行いました。

農地法第3条の許可申請案件については写真による確認、農地法第5条の許可申請案件については、現地確認を行いました。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可処分の取り消しにつきましては、審査の中で委員より、「差し支えなければ、取り消しとなった具体的な理由を教えてください。」との質問があり、事務局から、「所有権移転登記にかかる経費の負担等について、双方の話し合いがまとまらなかったと聞いております。」との回答があり、また別の委員より、「登記の費用はどれくらいかかるのか。」との質問があり、事務局からは、「面積が広いため、相当の費用がかかると思われます。また、依頼する予定の司法書士への費用もかかると聞いております。」との回答がありました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、本案に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第1号、農地法第3条の規定による許可処分の取消願について、を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。

以上で、議案第1号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集4ページをお開き願います。

「議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。全体で16件の申請がございました。

① 売買でございます。14件の申請がございました。

1番、西大須賀にお住まいの譲受人が、吾妻にお住まいの譲渡人が所有する、西大須賀の田2筆、合計1,992㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「農業経営の拡大のため」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「高齢で後継者がいないため、申請地を譲渡したい」というもので、総会資料1ページが案内図でございます。

2番、吉岡にお住まいの譲受人が、新田にお住まいの譲渡人が所有する、新田の畑1筆、77㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「所有地の隣接農地であり、一体で耕作でき便利のため申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「土地の形状が悪く耕作しづらいため、申請地を譲渡したい」というもので、総会資料の2ページが案内図でございます。

3番、臼作にお住まいの譲受人が、一坪田にお住まいの譲渡人が所有する、一坪田の畑1筆、1,167㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「所有地の隣接農地であり、一体で耕作でき便利のため申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「自宅から離れており、耕作しづらいため、申請地を譲渡したい」というもので、総会資料の3ページが案内図でございます。

議案集5ページでございます。

4番、長沼にお住まいの譲受人が、横浜市旭区にお住まいの譲渡人が所有する、長沼の田2筆、合計4,830㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「経営規模を拡大するため、自宅から近く耕作に便利な申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「高齢で後継者がいないため、申請地を譲渡したい」というもので、総会資料の4ページが案内図でございます。

5番、滑川にお住まいの譲受人が、関戸にお住まいの譲渡人が所有する、関戸の田1筆、57㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「新居に隣接する申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「転居をするため、申請地を譲渡したい」というもので、総会資料の5ページが案内図でございます。

6番、台方にお住まいの譲受人が、同じく台方にお住まいの譲渡人が所有する、台方の田1筆、2,698㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「経営規模を拡大するため」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「相続したが耕作できないため、申請地を譲渡したい」というもので、総会資料の6ページが案内図でございます。

7番、下方にお住まいの譲受人が、宗吾にお住まいの譲渡人が所有する、台方の田1筆、962㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「経営規模を拡大するため」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「相続したが耕作できないため、申請地を譲渡したい」というもので、総会資料7ページが案内図でございます。

議案集6ページでございます。

8番、下方にお住まいの譲受人が、台方にお住まいの譲渡人が所有する、台方の田1筆、497㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「経営規模を拡大するため」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「相続したが耕作できないため、申請地を譲渡したい」というもので、総会資料8ページが案内図でございます。

9番、下方にお住まいの譲受人が、富里市にお住まいの譲渡人が所有する、船形の田2筆、合計1,336㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「経営規模を拡大するため」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「相続したが耕作できないため、申請地を譲渡したい」というもので、総会資料の9ページが案内図でございます。

10番、下方にお住まいの譲受人が、同じく下方にお住まいの譲渡人が所有する、台方の田3筆、合計3,856㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「経営規模を拡大するため」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「高齢で耕作できないため、申請地を譲渡したい」というもので、総会資料の10ページが案内図でございます。

議案集7ページでございます。

11番、下方にお住まいの譲受人が、同じく下方にお住まいの譲渡人が所有する、五区の田1筆、2,059㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「経営規模を拡大するため」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「譲受人の要望による」というもので、総会資料11ページが案内図でございます。

12番、下方にお住まいの譲受人が、台方にお住まいの譲渡人が所有する、台方の田3筆、合計2,075㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「経営規模を拡大するため」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「相続したが耕作できないため、申請地を譲渡したい」というもので、総会資料の12ページ及び13ページが案内図でございます。

13番、香取郡多古町にお住まいの譲受人が、同じく香取郡多古町にお住まいの譲渡人が所有する、官林の畑3筆、合計3,625㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「経営規模を拡大するため」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「主要な耕作地から離れているため、申請地を譲渡したい」というもので、総会資料14ページが案内図でございます。

14番、中里にお住まいの譲受人が、同じく中里にお住まいの譲渡人が所有する、中里の畑1筆、637㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「隣地を購入したため、耕作の合理化を図り、農業経営を拡大したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「譲受人の要望による」というもので、総会資料15ページが案内図でございます。

議案集8ページでございます。

続きまして、②贈与でございます。2件の申請がございました。なお、両案件につきましては、先週9日に開催されました第3小委員会におきまして、新規就農面接を実施しております。

まず、1番は、猿山にお住まいの受贈者が、同じく猿山にお住まいの贈与者が所有する、猿山の畑1筆、506㎡を贈与により取得したいという申請でございます。

受贈者の事由は、「自宅から近く耕作に便利なため」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

贈与者の事由は、「相続したが耕作できないため、叔父に贈与する」というもので、

総会資料の16ページが案内図でございます。

続いて2番は、松戸市にお住まいの受贈者が、市川市にお住まいの贈与者が所有する、天神峰の畑1筆、1,558㎡を贈与により取得したいという申請でございます。

受贈者の事由は、「父が高齢のため、申請地を取得し耕作したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

贈与者の事由は、「高齢で耕作できないため、子に贈与する」というもので、総会資料17ページが案内図でございます。

以上で「議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について」の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 それでは、①売買について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(渡邊副主査の挙手あり)

○議長 渡邊副主査

○渡邊副主査 3条①売買の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の1番は、田2筆を取得し、蓮根を作付したいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の1番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者です。

3条①売買の2番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の2番は、畑1筆を取得し、甘藷を作付したいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の

集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の2番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらなないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者です。

3条①売買の3番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の3番は、畑1筆を取得し、甘藷を作付したいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の3番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらなないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

3条①売買の4番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の4番は、田2筆を取得し、水稻を作付したいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の4番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらなないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

3条①売買の5番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の5番は、現況：畑1筆を

取得し、ネギ、ナス、トマト、キュウリを作付したいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の5番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

3条①売買の6番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の6番は、田1筆を取得し、水稻を作付したいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の6番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

3条①売買の7番、8番、9番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の7番および8番は、それぞれ田1筆を取得し水稻を、売買の9番は田2筆を取得し水稻を作付したいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の7番、8番、9番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

3条①売買の10番、11番、12番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率

的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の10番は、田3筆を取得し水稻を、売買の11番は現況：田1筆を取得し水稻を、売買の12番は田3筆を取得し水稻を作付したいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の10番、11番、12番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

3条①売買の13番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の13番は、畑3筆を取得し、甘藷を作付したいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の13番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

3条①売買の14番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の14番は、畑1筆を取得し、人参、ネギ、トマトを作付したいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の14番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。以上でございます。

○議長 続きまして、①売買の1番について小委員長より小委員会報告をお願いします。
(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第3条 ①売買の1番につきましては、申請地は、尾羽根川排水機場の南、市道新川堤防線の東側に位置する農地で、田として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。

○議長 その他ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。
(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の1番は可決されました。
続きまして、①売買の2番について小委員長より小委員会報告をお願いします。
(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第3条 ①売買の2番につきましては、申請地は、成田市公設地方卸売市場の北、市道新田宿並2号線の北側に位置する農地で、畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の2番に関するご意見・ご質問をお願いします。

○議長 その他ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の2番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。
(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の2番は可決されました。
続きまして、①売買の3番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第3条 ①売買の3番につきましては、申請地は、大栄B&G海洋センターの南西、市道滝ノ谷多良貝線の東側に隣接する農地で、畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の3番に関するご意見・ご質問をお願いします。

○議長 その他ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の3番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の3番は可決されました。続きまして、①売買の4番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第3条 ①売買の4番につきましては、申請地は、長沼保育園の南東および南、市道長沼8号線の西側および南側に隣接する農地で、田として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の4番に関するご意見・ご質問をお願いします。

○議長 その他ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の4番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の4番は可決されました。続きまして、①売買の5番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第3条 ①売買の5番につきましては、申請地は、印旛教育会館の北、市道関戸赤荻線の東側に隣接する農地で、畑として管理されて

おりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の5番に関するご意見・ご質問をお願いします。

○議長 その他ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の5番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の5番は可決されました。

続きまして、①売買の6番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第3条 ①売買の6番につきましては、申請地は、ニュータウンスポーツ広場の南西、市道赤坂台方線の南側に隣接する農地で、田として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の6番に関するご意見・ご質問をお願いします。

○議長 その他ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の6番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の6番は可決されました。

続きまして、①売買の7番から9番につきましては、同一の譲受人による申請であり、関連がございますので、一括して小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第3条 ①売買の7番から9番につきましては、申請地は、ニュータウンスポーツ広場の北西、市道台方5号線の南側、市道角川天の前線の南側に位置する農地で、田として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の7番から9番に関するご意見・

ご質問をお願いします。

(湯浅委員の挙手あり)

○議長 湯浅委員

○湯浅委員 7番と8番ですが、2046番3が排水路際のため、北側に残る田の耕作者からすると排水ができなくなると思いますが、それは了承を得ているのですか。

(渡邊副主査の挙手あり)

○議長 渡邊副主査

○渡邊副主査 そちらの排水につきましては、南側を管理している方に確認をさせていただきます。

○議長 その他ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の7番から9番を採決いたします。なお、採決は案件ごとに行います。

それでは、①売買の7番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の7番は可決されました。

続きまして、①売買の8番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の8番は可決されました。

続きまして、①売買の9番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の9番は可決されました。

続きまして、①売買の10番から12番につきましても、同一の譲受人による申請であり、関連がございますので、一括して小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第3条 ①売買の10番から12番につきましては、申請地は、ニュータウンスポーツ広場の西および台方公民館の北および東、市道赤坂台方線の北側、市道宗吾北須賀線の西側、市道船形台方線の北側、市道橋賀台大袋線の西側に位置する農地で、田として管理されておりました。

審査の中で委員より、「譲受人の事由は経営規模を拡大するためとあるが、譲渡人も

7番から9番の案件で経営規模の拡大のため農地を取得している。譲渡人も規模拡大をしているのに、持っている農地を譲り渡すのはどうなのかと考えるが、詳しい理由があれば教えてほしい。」との質問があり、事務局から「譲受人は周辺の農地を取得しており、農地を集約したいため、ぜひ譲ってほしいと強く働きかけをしたようです。」との回答がありました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の10番から12番に関するご意見・ご質問をお願いします。

○議長 その他ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の10番から12番を採決いたします。なお、採決は案件ごとに行います。

それでは、①売買の10番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の10番は可決されました。

続きまして、①売買の11番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の11番は可決されました。

続きまして、①売買の12番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の12番は可決されました。

続きまして、①売買の13番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第3条 ①売買の13番につきましては、申請地は、官林公民館の東、県道佐原多古線の東側に隣接する農地で、畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の13番に関するご意見・ご質問をお願いします。

○議長 その他ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の13番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の13番は可決されました。

続きまして、①売買の14番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第3条 ①売買の14番につきましては、申請地は、中里冬父コミュニティセンターの南東、市道大和田倉水線の東側に位置する農地で、畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の14番に関するご意見・ご質問をお願いします。

○議長 その他ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の14番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の14番は可決されました。

○議長 次に、②贈与について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(渡邊副主査の挙手あり)

○議長 渡邊副主査

○渡邊副主査 3条②贈与の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、贈与の1番は、畑1筆を取得し、なす、きゅうり、トマト、ニンニク等を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから贈与の1番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらなないと判断いたしました。なお、受贈者は認定農業者ではありません。

3条②贈与の2番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日未満ではありますが、その場合であっても、当該農作業を行う必要がある限り権利取得者等が当該農作業に従事していれば「農作業に常時従事する」と認めるものとする規定されており、要件を満たすものと判断されます。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、贈与の2番は、畑1筆を取得し、ジャガイモ、やまいも、人参、玉ねぎ等の季節の野菜や柿、キウイ等の果樹、イチジク、ブルーベリーの苗木を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから贈与の2番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらなないと判断いたしました。なお、受贈者は認定農業者ではありません。以上でございます。

○議長 続きまして、②贈与の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第3条 ②贈与の1番につきましては、申請地は、滑河駅の北、市道猿山天満宮1号線の北側に隣接する農地で、畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、②贈与の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。

○議長 その他ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②贈与の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条②贈与の1番は可決されました。

○議長 続きまして、②贈与の2番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第3条 ②贈与の2番につきましては、申請地は、成田市公設地方卸売市場の東、市道水の上新田線の南側に隣接する農地で、畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、②贈与の2番に関するご意見・ご質問をお願いします。

○議長 その他ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②贈与の2番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条②贈与の2番は可決されました。

以上で、議案第2号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集9ページをお開き願います。「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」でございます。全体で7件の申請がございました。

①売買でございます。5件の申請がございました。

1番、譲受人である横浜市中区の法人が、伊能にお住まいの譲渡人が所有する、伊能の田及び畑の各1筆、合計1,550㎡を売買により取得し、「太陽光発電設備用地として転用したい」という申請でございます。資料につきましては、総会資料の18ページが案内図、19ページが公図の写しでございます。

2番、譲受人である津富浦の法人が、同じく津富浦にお住まいの譲渡人が所有する、津富浦の畑1筆、3,467㎡を売買により取得し、「駐車場及び重機・資材置場用地として転用したい」という申請でございます。総会資料の20ページが案内図、21ページが公図の写しでございます。

3番、台方にお住まいの譲受人が、同じく台方にお住まいの譲渡人が所有する、台方の畑2筆、合計1,088㎡を売買により取得し、「貸駐車場用地として転用したい」という申請でございます。総会資料の22ページが案内図、23ページが公図の写しでございます。

4番、譲受人である大阪市中央区の法人が、津富浦にお住まいの譲渡人が所有する、津富浦の畑1筆、1,424㎡を売買により取得し、「太陽光発電設備用地として転用したい」という申請でございます。総会資料の24ページが案内図、25ページが公図の写しがございます。

5番、譲受人である千葉市美浜区の法人が、白井市にお住まいの譲渡人が所有する、川上の畑1筆、128㎡を売買により取得し、「駐車場用地として転用したい」という申請でございます。総会資料26ページが案内図、27ページが公図の写しがございます。

議案集11ページでございます。

続きまして、②使用貸借権の設定でございます。1件の申請がございました。

1番、借受人である成田市長が、貸付人である古込の法人が所有する、駒井野の畑5筆、合計4,229㎡に使用貸借権を設定し、「さくらの山利用者のための臨時駐車場用地として、令和7年5月10日まで一時転用したい」という申請でございます。総会資料の28ページが案内図、29ページが公図の写しでございます。

続きまして、③賃借権の設定でございます。1件の申請がございました。

1番、賃借人である東京都中央区の法人が、川上にお住まいの賃貸人が所有する、川上の畑4筆、合計1,544㎡を借り受け、「首都圏中央道路連絡自動車道事業に伴う従業員用駐車場・朝礼広場・資材置場用地として、令和7年11月30日まで、一時転用したい」という申請でございます。総会資料の30ページが案内図、31ページが公図の写しでございます。

以上で「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 それでは、農地法第5条、①売買の1番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○**青柳主査** 農地法第5条①売買の1番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、太陽光発電設備用地です。

資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和7年2月20日着手、令和7年5月31日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、自然浸透とする計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○**議長** 次に、①売買の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○**議長** 坂田小委員長

○**小委員長** 議案第3号、農地法第5条 ①売買の1番につきましては、申請地は、伊能駐在所の南、市道伊能神社線の南側に隣接する農地で、現況は耕作されておらず、雑草が繁茂しておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○**議長** ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

○**議長** その他ございませんか。

(異議なしの声あり)

○**議長** 異議なしの声がございましたので、①売買の1番を採決いたします。本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○**議長** 挙手全員でございます。よって、議案第3号、農地法第5条 ①売買の1番は可決されました。

続きまして、農地法第5条、①売買の2番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○**議長** 青柳主査

○**青柳主査** 農地法第5条①売買の2番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、駐車場・重機及び車両置場・資材置場用地です。資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和7年2月1日着手、令和7年4月30日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水は自然浸透とし、出入口には鉄板等を敷設し、土砂の流出を防止します。必要に応じて、土留等の対策を行います。

また、隣接に農地がなく、高い建造物を造る予定はないことから、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、①売買の2番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法第5条 ①売買の2番につきましては、申請地は、大栄工業団地の北西、県道横芝下総線の東側に隣接する農地で、現況は耕作されておらず、雑草が繁茂しておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

○議長 その他ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の2番を採決いたします。本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第3号、農地法第5条①売買の2番は可決されました。

続きまして、農地法第5条、①売買の3番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 農地法第5条①売買の3番です。農地の区分は、農用地区域内にある農地のため、令和6年10月18日公告により除外済みです。除外後は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、貸駐車場用地です。農地法第5条申請に係るもので、一括して企業等に貸し付ける場合は、原則として許可しないものとしてされておりませんが、会社の役員が取得・整備し、当該会社に貸し付けるものであるため、許可出来る例外規定に該当します。

資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和7年2月1日着手、令和7年3月31日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、雨水は自然浸透とする計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集团的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、①売買の3番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法第5条 ①売買の3番につきましては、申請地は、台方公民館の南東、市道宗吾北須賀線の南側に隣接する農地で、現況は畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

○議長 その他ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の3番を採決いたします。本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第3号、農地法第5条 ①売買の3番は可決されました。

続きまして、農地法第5条、①売買の4番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 農地法第5条①売買の4番です。農地の区分は、農業公共投資の対象と

なっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、太陽光発電施設用地です。

資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和7年2月15日着手、令和7年4月30日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、1,424平方メートルの敷地に、太陽光パネル165枚を設置する計画で、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、自然浸透とする計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集团的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、①売買の4番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法第5条 ①売買の4番につきましては、申請地は、三和農業集落センターの南、市道地蔵原村中1号線を東側に入った農地で、草刈管理がされ、更地のような状態でした。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

○議長 その他ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の4番を採決いたします。本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第3号、農地法第5条①売買の4番は可決されました。

続きまして、農地法第5条、①売買の5番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 農地法第5条①売買の5番です。農地の区分は、・農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、駐車場用地です。

資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和7年3月1日着手、令和7年8月31日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水は自然浸透とし、汚水・雑排水は使用しません。隣地境界に、コンクリートブロックを敷設し、土砂の流出を防止します。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、①売買の5番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法第5条①売買の5番につきましては、申請地は、成田市公設地方卸売市場の南東、市道水の新田線を東側に入った農地で、現況は耕作されておらず、草刈管理がされ、更地のような状態でした。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の5番を採決いたします。本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第3号、農地法第5条①売買の5番は可決されました。

次に、②使用貸借権の設定の1番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 農地法第5条②使用貸借権の設定の1番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、さくらの山、臨時駐車場、普通車125台分の用地です。

資力及び信用についてですが、事業計画としましては、舗装、砂利敷、鉄板養生等を行わず、現状のまま簡易な線引きにより区画分けする予定です。信用については、昨年に引き続き、さくらの山において花見などの来場者で混雑が予想される3月から

5月にかけて臨時駐車場を設ける計画であり、問題となる点は認められません。

申請の用途に供することの確実性については、令和7年3月5日着手、令和7年5月10日完了の予定です。

計画面積の妥当性について、駐車場への転用は、普通車1台当たり25から30平方メートルという面積基準があります。有効面積の内1台当たりの面積はおおむね面積基準であり妥当な計画です。

周辺農地の営農への支障については、土砂の流出防止については、申請に係る農地はほぼ平坦な土地で、現状のまま簡易な線引きにより区分けのみを行い、事業区域内の自然浸透とする計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集团的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

一時転用である場合の妥当性については、転用目的、期間等、特に問題は認められません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、②使用貸借権の設定の1番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条 ②使用貸借権の設定の1番につきましては、申請地は、さくらの山の南、市道南三里塚駒井野線の西側に隣接する農地で、現況は耕作されておらず、草刈管理がされ、更地のような状態でした。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

○議長 その他ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②使用貸借権の設定の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条、②使用貸借権の設定の1番は可決されました。

次に、③賃借権の設定の1番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 農地法第5条③賃借権の設定の1番です。農地の区分は、農用地区域内に

ある農地に該当します。農用地域内の農地は原則として許可をすることができないとされていますが、今回の申請は、3年以内の一時的な利用でその必要性も認められ、かつ、農振計画の達成に及ぼす影響について、農政課から農振計画にも支障がないという回答を得ているため、例外的に許可できる場合に該当します。

転用目的は、首都圏中央連絡自動車道建設工事に伴う従業員用駐車場、朝礼広場及び資材置場用地です。

申請の用途に供することの確実性については、令和7年2月1日着手、令和7年11月30日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、自然浸透とする計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

一時転用である場合の妥当性については、転用目的、期間、復元計画等、特に問題は認められません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、③賃借権の設定の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第5条 ③賃借権の設定の1番につきましては、申請地は、グリーンウォーターパークの東、市道川上4号線を東側に入った農地で、現況は畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、③賃借権の設定の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第5条③賃借権の設定の1番は可決されました。

以上で、議案第3号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第4号、令和6年度 第12次 農用地利用集積計画の決定について、

を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集12ページをお開き願います。

「議案第4号 令和6年度 第12次農用地利用集積計画の決定について」でございます。成田市長より、13ページに記載のとおり、「令和6年度第12次農用地利用集積計画（案）について」の協議がありましたので、提出いたします。計画の概略につきましては14ページ及び15ページの総括表によりご説明いたします。なお、詳細の農用地利用集積計画一覧表につきましては、16ページから18ページをご覧ください。

それでは、議案集14ページでございます。

1. 利用権設定でございます。はじめに使用貸借権でございます。

契約期間3年のものが、田4筆2件、合計4,886㎡で、詳細は16ページの1番及び2番でございます。

続きまして賃借権でございます。

契約期間3年のものが、田13筆4件、合計10,468㎡で、詳細は16ページの3番から6番でございます。

内訳につきましては、すべて再設定でございます。

議案集15ページでございます。

2-1. 集積計画一括方式による利用権設定の賃借権でございます。

契約期間10年のものが、畑1筆1件、21,663㎡で、詳細は17ページの1番でございます。

内訳につきましては、新規設定でございます。

続きまして、2-2. 集積計画一括方式による利用権設定の転貸でございます。詳細につきましては、議案集18ページの集積計画一覧表のとおりでございますが、利用権設定の転貸となるため、先ほどご説明いたしました、2-1. 集積計画一括方式による利用権設定と同じ数値となっておりますので、ご確認ください。

以上で「議案第4号令和6年度第12次農用地利用集積計画の決定について」の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願います。

○議長 次に、本案について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 議案第4号、令和6年度 第12次 農用地利用集積計画の決定につきましては、特に質疑はなく、審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第4号、令和6年度第12次農用地利用集積計画の決定について、を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。

以上で、議案第4号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第5号、農用地利用集積等促進計画案（令和7年1月）について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集19ページをお開き願います。

「議案第5号 農用地利用集積等促進計画案（令和7年1月）について」でございます。

本案は、農地中間管理機構が貸手から借受けた農地を、この促進計画にて担い手等へ貸付けるものでございます。

成田市長より、20ページに記載のとおり、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についての依頼がありましたので、提出いたします。

計画の概略につきましては、22ページ及び23ページの総括表により、ご説明いたします。

なお、詳細の農用地利用集積等促進計画一覧表につきましては、24ページから53ページをご覧ください。

それでは、議案集22ページでございます。

1-1. 促進計画一括方式による利用権設定の使用貸借権及び賃借権でございます。

契約面積合計が360,956.22㎡、田が233筆44件、畑は67筆30件でございます。

詳細につきましては、議案集24ページから37ページの促進計画一覧表のとおりでございます。

内訳につきましては、

新規設定が契約面積69,651㎡、田が60筆10件、54,659㎡、畑は8筆3件、14,992㎡、

再設定が契約面積291,305.22㎡、田が173筆34件、

231, 998.22㎡、畑は59筆27件、59, 307㎡でございます。

続きまして、1-2. 促進計画一括方式による利用権設定の転貸でございます。

詳細につきましては、議案集38ページから51ページの促進計画一覧表のとおりでございますが、利用権設定の転貸となるため、先ほどご説明いたしました、1-1. 促進計画一括方式による利用権設定と同じ数値となっておりますので、ご確認ください。

続きまして、2. 再配分の転貸でございます。

合計の契約面積は32, 526㎡、田21筆9件で、詳細につきましては、議案集52ページ及び53ページの促進計画一覧表のとおりでございます。

以上で「議案第5号農用地利用集積等促進計画案（令和7年1月）について」の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 次に、本案について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

（坂田小委員長の挙手あり）

○議長 坂田小委員長

○小委員長 議案第5号、農用地利用集積等促進計画案（令和7年1月）につきましては、特に質疑はなく、審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第5号、農用地利用集積等促進計画案（令和7年1月）について、を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。

以上で、議案第5号の審議を終わらせていただきます。

○議長 それでは次に、報告第1号、専決処分について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

（井上事務局長の挙手あり）

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集54ページをお開き願います。

「報告第1号 専決処分について」でございます。

成田市農業委員会事務局 処務規程第7条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、報告いたします。

議案集55ページでございます。

「①農地法第3条の3第1項の規定による届出」でございます。8件の届出がございました。

この届出は、相続等により農地の権利を取得した場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類を受理し、専決処分をいたしました。

議案集59ページでございます。

「②農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出」でございます。1件の届出がございました。

この届出は、市街化区域内の農地の所有者が、自ら農地を転用する場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

続きまして、「③農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出」でございます。1件の届出がございました。

この届出は、市街化区域内の農地を、所有者以外の者が、権利の移転や設定を受けて、転用する場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

議案集60ページでございます。

「④転用事実確認証明」でございます。5条で2件の証明願がございました。

この証明は、転用の許可や届出後に、申請内容どおり転用が完了しているかどうかを確認して、証明書を交付しているものでございます。

内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しており、事務局職員が転用事実について現地調査したところ、記載内容のとおりございましたので、事務局長専決により証明書を交付いたしました。

以上で「報告第1号 専決処分について」を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 報告第1号 専決処分につきましては、質問等は、ございませんでした。

以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第1号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集61ページをご覧ください。

「報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。24件の通知がございました。

賃借人及び賃貸人双方の合意に基づく賃貸借契約の合意解約通知でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で「報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知につきましては、質問等は、ございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第2号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第3号、農地等の現況に関する照会について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集68ページをご覧ください。

「報告第3号 農地等の現況に関する照会について」でございます。

- ① 法務局の照会分として、千葉地方法務局香取支局より1件、成田出張所より2件、
- ② 成田市の照会分として4件、合計7件の農地等の現況に関する照会がございました。運営委員会などの際に現地調査を行っていただいた結果、記載内容のとおり回答しましたのでご報告いたします。

以上で「報告第3号 農地等の現況に関する照会について」を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(坂田小委員長の挙手あり)

○議長 坂田小委員長

○小委員長 報告第3号 農地等の現況に関する照会につきましては、質問等は、
ございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

○議長 その他ございませんか。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第3号を終了させていただきます。

○議長 以上で、本日の議案審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。
長時間にわたり慎重審議、誠にありがとうございました。
これを持ちまして、第19回成田市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後2時58分)

上記のとおり会議次第を記載し、相違ないことを証するため署名する。

令和7年1月15日

議事録署名人
